



交通安全市民会議ニュース



自動車の"ハイビーム"を活用しましょう!

みなさんは運転する時、どのような場合に**前照灯を上向き(ハイビーム)**にしていますか?普段はハイビームを使用することはほとんどない、という方が多いかもしれません。道路交通法でも、ハイビームは他のドライバーを眩しくさせるため、対向車と行き違うときや前走車がいるとき、また、交通量の多い市街地の道路などを通行するときには下向き(ロービーム)に切り替えるか減光させなくてはならない、とされています。(法第52条第2項)

しかし、街灯や車の少ない道を通るとき、ハイビームにすると歩行者などを、

遠くから早期に発見することができ、交通事故を回避できる可能性が高くなります。



パイロンまでの距離 100m パイロンまでの距離 60m

ハイビーム

確認できる距離 **100**m





ロービーム

確認できる距離 **40**m





ハイビームの正式名称をご存じですか?

法令によると、ロービームの正式名称は「すれ違い用前照灯」といい、「対向車や前走車が存在する場合に使用すること」と記されています。一方で**ハイビームは「走行用前照灯」**といい、ロービームのような限定された使用規定はなく、その名のとおり、**通常の走行時に使用するライト**とされています。

市街地では対向車や前走者が絶え間ないため、ロービームで走行するのが 常となっている方も多いと思いますが、暗い郊外や主要道路から逸れた街灯の 少ない道などでは、歩行者などを早期発見するため、積極的にライトの切り替え を行って事故防止に努めましょう!









みてね! ≪啓発動画≫ とまってくれてありがとう 「ラリー編(ラリージャパンとコラボ)」

【発 行】 豊田市交通安全市民会議事務局 (豊田市役所交通安全防犯課内) TELO565-34-6633